



「危険物施設における変更許可申請等の適正化キャンペーン」について

塔 迫 弘 章 (北九州市消防局 予防部指導課)
栗 原 直 樹 (北九州市消防局 予防部指導課)

1 はじめに

全国的にみて危険物施設数は減少している反面、危険物に係る事故は増加し、平成18年は過去最悪となっています。事故の発生原因はそれぞれ様々ですが、そのおおむね半数が人的要因であり、物的要因についても腐食劣化や破損など維持管理不足といった人に係るものも含まれています。また、危険物施設の工事中の事故もこれらの中に含まれています。

危険物施設において変更工事を行う場合、消防法第11条の規定により、市町村長等の許可等を受ける必要がありますが、一昨年全国的に複数の事業所において無許可で変更工事が行われていたことが判明しました。このことから自主検査認定事業所の認定を取り消される事案が発生し、国においても危険物施設の安全の確保において憂慮される事態として、平成18年10月「危険物施設における変更許可申請等の適切な実施について」の通知文が出され、変更許可申請等の実施の徹底について指導するようにと通知されました。

本市においてもこれまで、無許可貯蔵等の違反が判明し、法令に基づく命令や警告といった違反処理により違反是正を行ってきました。

違反処理は事故発生の未然の防止及び違反の再発防止のためですが、防災の基本は自主防災であることから危険物施設保有事業所を対象として、このたび本市において「危険物施設における変更許可申請等の適正化キャンペーン」を行うこととしました。

この機会に各事業所保有の危険物施設の実態について、消防法令に基づき再度見直しを行い、適正化と併せて法令遵守の意識を高め、危険物施設の安全を確保し事故発生の防止及び防災についての再認識を図るためのものです。

2 適正化キャンペーンの目的

先にもあげましたが、危険物施設は減少傾向にある反面、平成8年を境に危険物に係る事故は増加傾向にあります。今後危険物にかかる事故を減少させるためには、事業所の防災、減災(事故防止)に対する真摯な取り組みが必要不可欠となり、その土台となるものはコンプライアンス(法令遵守)であると考えております。

例として、ある事業所ではコンプライアンスのもと、法令の研究をはじめ社内体制の強化、知識等の伝承を推し進めているところもありまた、他方では各部門の縮小により、事業収益を第一目標とするためコンプライアンスが隅に追いやられ、それらの知識をもった従業員が、ある期間を経た時には皆無となり、トップをはじめ法令を守っていない、知識がまったくない事業所が現れると考えられます。今後この状態を放置すれば住民の生命、身体及び財産を脅かす大事故が発生するのは明白であります。当消防局では危険物法令に対する企業のコンプライアンスを図る目安として、危険物施設の設置数とそれにかかる変更工事の割合を精査しました。危険物施設の設置数と変更工事の割合はある一定値に収束するのが一般的であると考えられま

すが、当市の各行政区（消防署管内）を比較したところかなりのばらつきがみられ、無許可で変更工事を行っている可能性が浮き彫りとなりました。

この結果を受けて当消防局で議論を重ねた結果、「危険物施設における変更許可申請等の適正化キャンペーン」を行い、この適正化キャンペーンを通じて事業所に、より一層の防災意識、事故防止に対する取り組みに努めていただくことを目的として、本施策を実施することとなりました。

3 適正化キャンペーン中の取り組みについて

(1) 変更許可申請等の適正化について

事業所側が保有する危険物施設について調査票により申請届出の内容及び法令適合状況等をチェックし消防側へ提出する。なお、平成19年度は施設あたりの事故率の高い、製造所、一般取扱所を対象としました。

(2) 立入検査の実施

上記(1)調査票に基づいた立入検査の実施

(3) 事故防止、コンプライアンスの推進、適正化キャンペーン（目的、実施内容等）の周知を図るため、各種研修会を実施（各消防署実施分を除く）

- ・危険物防災講演会（350名参加）
- ・地下タンク研修会（設置後15年以上対象 200事業所 212名参加）
- ・給油取扱所研修会（年間3回実施 延べ600事業所 800名）
※第3回は2月に実施
- ・事故防止講演会（年間5回実施 延べ45社 570名参加）
- ・産業廃棄物事故防止講習会（47社 100名参加）
- ・変更工事に係る申請等の講習会（368名参加）

4 変更許可申請等の適正化及び立入検査について

(1) 事業所提出の調査票（実態調査表）について

今回は、製造所、一般取扱所保有事業所に実態調査表に基づく調査を依頼したが、調査内容についてはまず施設ごとに、過去の申請・届出をすべて洗い出してもらい一覧表にまとめる（別添1）。次に別添2にある様式に施設の平面図を記載し、既設の設備等に番号を振り、その番号（設備等）に対して申請が適正か、過去の申請・届出一覧表を基に、現在の施設内の設備等と見比べて、申請・届出について適正におこなわれているか事業所側で確認し、未申請等の違反の有無を、一覧表として作成してもらいました。

これとは別に、保有空地、保安監督者、危険物取扱者、予防規程、定期点検の違反になりやすい事項（別添3）、消火設備、警報設備のチェックもお願いし、ハード面だけでなくソフト面の違反についても事業者側に点検を実施してもらいました。

（実態調査票記入イメージ）

①過去の申請履歴の一覧表を作成（別添1）

↓

②施設の平面図を記載し、既設の設備等に番号をつける（別添2）

↓

③①の申請履歴と②の施設平面図を見比べて申請・届出が適正か確認

↓

④保有空地、保安監督者、危険物取扱者等の違反になりやすい事項（別添3）を基に施設を確認

↓

⑤消火設備、警報設備をチェック表を基に確認

別添1

申請・届出一覧表					
事業所名	〇〇化学株式会社				
住所	△△区〇町〇番				
電話番号	担当者名				
	設置許可年月日	番号	完成検査年月日	番号	備考
製造所	平成14年7月10日	532			
一般取扱所					
その他()					
申請・届出別	変更許可申請・特例適用・資料提出書・届出等内容		許可・届出年月日	番号	完成検査年月日 番号
変更許可	旋盤加工機の設置(2台)		H14.11.10	1000	H15.1.18 1100
変更許可	油圧機器の設置		H17.7.10	1500	H15.8.12 1600

別添2

事業所名				申請・届出一覧表				
〇〇化学株式会社				番号	設備名	設置年月	許可申請・届出年月日	違反の有無
住所				△△区〇町〇番				
電話番号		担当者名		×××				
	設置許可年月日	許可番号	備考					
製造所	平成14年7月10日	532		1	旋盤加工機	H15・1	H14.11.10	なし
一般取扱所				2	旋盤加工機	H15・1	H14.11.10	なし
その他()				3	油圧機器	H17.8	H17.7.10	なし
	平面図(別紙でも可)			4	加熱炉	H18.4	未申請	あり
	①		④	5	油圧機器	H18.8	未申請	あり
	②		⑤	6	油圧機器	H18.9	未申請	あり
			⑥	7	油圧機器	H18.10	未申請	あり
	③		⑦					

別添 3

違反になりやすい事項 チェック表				様式 9				
事業署名								
住所								
電話番号	担当							
危険物施設	一般取扱所 製造所(○を付ける)							
取扱い年月日	年	月	日	号				
完成検査年月日	年	月	日	号				
チェック項目	チェック内容			チェック項目	チェック内容			
1 保有空地	<input type="checkbox"/>	保有空地の範囲を明確にしているか、把握しているか			3 危険物取扱者	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は適正に配置されているか	
	<input type="checkbox"/>	保有空地の基盤は、最も外側の工作物等からとっているか(建物に突出部分があれば、そこが基点となる)				<input type="checkbox"/>	保安講習を受講しているか(3年以内1回)	
	<input type="checkbox"/>	保有空地内に消防活動できないような斜面、段差はないか				<input type="checkbox"/>	従業員の保安講習の受講状況を把握しているか	
	<input type="checkbox"/>	保有空地内に以下のものがないか				4 予防措置	<input type="checkbox"/>	予防措置を定めて、申請しているか
	<input type="checkbox"/>	電柱、支柱					<input type="checkbox"/>	予防措置の内容が適切に取れているか
	<input type="checkbox"/>	燃料油庫、物置					<input type="checkbox"/>	予防措置の見直しは定期に行われているか
	<input type="checkbox"/>	樹木					<input type="checkbox"/>	予防措置に危険物取扱工程又は設備等の実態に付合う危険薬品の把握/危険薬品に対する対策を定めているか
	<input type="checkbox"/>	塋所					<input type="checkbox"/>	予防措置に地震発生時における点検、応急措置等に關することが定められているか
	<input type="checkbox"/>	ポンプ置桶					6 定期点検	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	危険物運搬				<input type="checkbox"/>		定期点検項目を定めているか
<input type="checkbox"/>	花壇			<input type="checkbox"/>	定期点検結果の記録を保存しているか			
<input type="checkbox"/>	その他維持可物件・設備							
2 保安監督者	<input type="checkbox"/>	保安監督者を選任し、届出しているか						
	<input type="checkbox"/>	保安監督者を変更した場合、届出しているか						
	<input type="checkbox"/>	保安講習を受講しているか(3年以内1回)						

※別添 1、2 は印字の都合のため行間を大きく編集しています

事業所側へは、事前に説明会を複数回開催し、今回の適正化キャンペーンの趣旨及び実態調査表の記入について十分に周知を図りました。

(2) 実態調査表に基づく立入検査

実態調査表の提出を受け、消防による立入検査を実施しました。今回の立入検査の目的は違反処理を行うのではなく、立入検査を機に従前の違反についてすべて改修等を行い、法令に適應させ、事業所側に法令遵守に係る社内体制を再認識していただき、自主保安に向けた組織作りを促すことにあります。

実務面で適正化キャンペーンに伴う立入検査が、通常の立入検査と異なる点は、事前に事業所側より実態調査表を提出してもらうことで、過去の申請履歴、不適切な箇所が分かりやすく短時間でポイントを押さえられること、事業所側も実態調査表で不備があれば、違法状態であると認識し、改修等に意欲を示すことが挙げられます。また、立入検査には通常の査察員に加え、許認可事務を行っている危険物保安係より職員が同行し、今後の改修のアドバイス、手続等を説明し、事業所によっては改修が困難な案件や、

申請に不慣れな事業者に対して立入検査後も十分にフォローする体制を整えました。

当消防局管内は危険物施設数が3981施設あり、許可等の規制事務処理件数も3561件(平成18年度)これに加え、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災地域(北九州地区及び白島地区)、自主検査認定事業所(全国16事業所中8事業所が北九州市)、洋上備蓄基地の白島石油備蓄基地を有しています。しかし勤務体制の見直しにより、3部制が導入され、予防業務に従事する職員が大幅に削減されました。現在危険物規制担当の職員8名(全職員数973名)で北九州市すべての、危険物の許認可等の事務を行っています。このことにより、普段許認可を行っていない職員が、危険物査察を行うことは非常に困難な状況となり、現実に過去の立入検査の状況を調査しても、敷地が広く、設備等が多い製造所、一般取扱所に対して立入検査を実施した件数は平成15年度から平成18

年度は年平均90件なのに対し、適正化キャンペーンを実施した平成19年度は330件を超える見込みであります。また、適正化キャンペーンに備え、当消防局の査察指導係に危険物査察専従査察員を3名配置し、各消防署の警防課職員の中からも適正化キャンペーン立入検査を行う、危険物専従査察員42名を指名。法令や危険物立入検査のポイント等を研修し、消防側の体制作りにも腐心いたしました。その結果、職員の減少により、危険物施設に対する指導体制の強化が当消防局のかねてからの課題でありましたが、今回の適正化キャンペーンを通じて、一応の成果が期待できるものとなりました。

過去5年間の製造所・一般取扱所立入検査状況

年度	製造所	一般取扱所	合計
平成15年度	11	74	85
平成16年度	8	131	139
平成17年度	16	85	101
平成18年度	2	34	36
平成19年度適正化 キャンペーン立入検査	30	246	276

※平成19年度は、1月現在 1年に換算すると約330件になる

立入検査に対する指示の状況ですが、事前に実態調査表の提出を受けて、不適切箇所等の洗い出しが終わり、事業所側も適正化キャンペーン中の講演会等に参加し、法令を遵守する機運の高まりもあってか、立入検査に非常に協力的でありました。このため従来は見逃していた法令違反等も多数覚知できました。

立入検査と指示施設の状況

年度	立入検査を実施した製造所、一般取扱所	指示有り施設数	指示無し施設数	指示施設の割合
平成15年度	85件	45	40	53%
平成16年度	139件	45	94	32%
平成17年度	101件	27	74	27%
平成18年度	36件	15	21	42%
平成19年度適正化 キャンペーン立入検査	276件	232	44	84%

主な違反内容は「無許可変更」、「保有空地違反」のハード面と「定期点検関係」、「許可書、完成検査済証紛失にともなう再交付」、「予防規程の見直し、変更の認可」のソフト面ともにあり、事故に繋がるような無許可変更も多数見られました。

立入検査数の増加及び実態調査表の効果により、適正化キャンペーン立入検査の指示件数も例年より大幅に増加しました。従来の立入検査だと、指示をしない若しくは指示をしても1項目か2項目に収まるものが大多数でありましたが、適正化キャンペーン立入検査ではほとんどの施設に対し指示を行い、その項目も平均して4件近くにはのぼっています。当然のことではありますが、指示をしても改修が行われなければ、法令遵守には至らないため、今回の適正化キャンペーンでは、事業所が改修するまで継続的に指導を行い高い改修率を記録しています。

指示件数の大幅な増加に加え、高い改修率を記録したため、改修件数も昨年までと比べ飛躍的な増加を見せ、適正化キャンペーンを実施した製造所、一般取扱所における事故防止、安全の確保に大きく貢献できたと思います。

立入検査における指示状況と改修結果

年度	立入検査で指示を受けた製造所、一般取扱所	指示総数	改修率	改修件数
平成15年度	45件	53	23%	12件
平成16年度	45件	92	17%	16件
平成17年度	27件	41	17%	7件
平成18年度	15件	34	21%	7件
平成19年度適正化 キャンペーン立入検査	232件	841	70%	589件

5 まとめ

今回の適正化キャンペーンを通じて感じたことは、当初予想された、事業所側の法令等に対する理解不足に加え、消防機関とのコミュニケーション不足です。無許可で変更工事を行った大多数の事業所は、位置、構造、設備の変更

対して変更許可申請が必要と認識していない、保有空地に関しても、延焼防止、消防活動上のスペースとしての理解がないため、少しくらいなら良いだろうと不要な物品を置いてしまっているなどがあり、ソフト面の定期点検、予防規程、危険物取扱者に対する保安講習受講等でも、同様の結果となっています。

今回の適正化キャンペーンを実施した結果、法令違反の3形態、「知らない。よく分かっていない。知っててやらない。」が当市でもあらためて浮き彫りになりました。気軽に各種案件について消防に相談していただければこのような結果とはならなかった感じています。今後、団塊世代の大量退職に伴い、保安に関する技術の伝承、担当者に入れ替わりによる法令の認識不足等の問題がどの事業所でも必ず浮上してきます。幸い今回の適正化キャンペーンが、事業

所側の協力もあり一定の成果を挙げることができ、変更工事等に関する事前相談の件数も飛躍的に伸びています。消防は規制をする機関から、自主保安に関する協力機関へと事業所側の認識も大きく変化していただけたのではと感じております。私たち消防が、前記した団塊世代の大量退職等、事業所の自主保安体制確立に向けた、諸問題解決の一助になればと期待するところであります。

危険物施設の事故防止は、事業所の自主保安が基本です。今後も事業所との関係を密にしお互いがWIN WINの関係（事故を防止することにより、消防は消防としての目的を達成、事業所も人的、物的損害を無くし社会的役割を全うできる）を築けるよう、他の製造所等にも適正化キャンペーンの展開を図っていく予定です。

